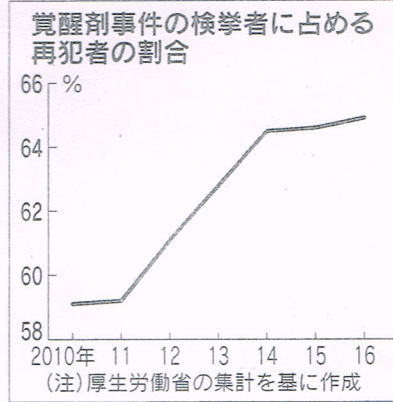


薬物依存症の専門外来

国立精神・神経医療研究センターは薬物依存症に特化した治療拠点の整備に乗り出した。東京都小平市の病院内に9月、専門の外来を新設。地域の回復支援施設などと連携して重症度に応じた治療プログラムの提供を始めた。同センターが手がける薬物に関する研究の成果も生かす。将来は全国の医療機関に治療法を広げ、患者の社会復帰を後押しする考えだ。

再犯防ぎ社会復帰促す



日本国内には薬物依存の治療を専門とする病院が少なく、薬物事件の再犯率の高さの一因とも指摘されている。拠点は新たな施設を設けるのではなく、小平市にある同センターの病院の外来に「薬物依存症治療センター」の機能を持たせた。診療日は週1日

で、専門の精神科医3人が診察する。

患者数は10月末時点で1日約40人前後。薬物使用者が受診しても、指名手配犯などを除き、ただちに警察に通報しない姿勢で対応する。医師は刑法で守秘義務が課されているためだ。

診察では問診などで患者の薬物依存度を見極める。重症者には入院や回復支援施設「ダルク」への入所を勧める。比較的軽症な場合は、通院や患者が定期的に集まって体験を語り合う「自助グループ」への参加などを促す。

国立精神・神経医療研

究センターには治療法の開発や薬物の成分分析をする研究所と病院もあり、研究で得たノウハウを直接、薬物依存症患者の治療に生かせる。

薬物の中でも覚醒剤は検挙された人に占める再犯者の割合が6割を超え、年々上昇している。一方で病院はアルコールやギャンブル依存症に比べると薬物への依存患者を敬遠しがち。専門の医療機関は全国に約30カ所しかないとみられる。



03(3264)7111

薬物事件の再犯防止で医療機関や民間回復施設が果たす役割は重くなっている。昨年6月には、有罪判決を受けた薬物使用者などの刑期の一部を猶予できる「刑の一部執行猶予制度」が施行。対象者は刑の一部を執行された後、保護観察を受けながら、医療機関や回復施設でのプログラムなどに参加することが義務付けられた。